

新しい人権問題への対応



研究センター理事長
学校法人同志社総長

大谷 實

憲法は、13条前段で個人主義の原理を明らかにしたうえで、後段で、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を基本的人権とする旨を定め、14条以下で具体的な人権規定を列挙しました。その意味で、人権とは幸福を求めて生きる権利つまり幸福追求権であると定義することができず。なお、13条では「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」と並列的に規定されていますから、「生命、自由」は人権とは別のものとも思われますが、生命および自由なしには幸福追求権は成り立ちえませんから、幸福追求権の基礎となる権利と考えるべきでしょう。

こうして、人権とは、幸福の追求または幸福に生きて行くための権利であります。それだけではあまりに漠

然としていて、具体的な利益・権利を確定することができません。そこで前号では、幸福追求権を支えているものは、「個人が人間らしく生きて行くうえで不可欠な利益・権利」であるから、これこそ幸福追求権ないし幸福を求めて生きる権利の前身であると考えてみました。

そこで、前回の約束通り、今回から、新しい人権問題を具体的に取り上げて検討することになります。近年、新しい人権問題として取り上げられているものは十指に余ります。まず、犯罪被害者の人権問題から始めることにします。

先程も整理しましたように、私たちは、誰でも幸福を求めて生きる権利を憲法で保障されています。しかし、ある日突然、犯罪によって幸福に生きる権利を奪われてしまうことがあります。例えば、一家の働き手が殺人犯に殺されてしまったような場合、殺された本人が被害者であることは勿論ですが、その家族や遺族も経済的に大きな影響を受けるばかりでなく、精神的にも計り知れない打撃を被ります。そこで、被害者問題を扱うときは、被害者本人だけでなくその家族や遺族を含める趣旨で「犯罪被害者等」という言葉が用いられます。

犯罪被害者等は、犯罪の種類や被害の程度にもよりますが、多くの場合、犯罪に遭ったことによる精神的ショック、犯人に対する怒りや報復心、近隣の人たちの好奇心や中傷などにより、平穏な生活を害され、生活の破綻に

つながることも稀ではありません。性犯罪をうけて、一生を台無しにされる女性も数多いのです。

その結果、犯罪被害者等の多くの方は、幸福を求めて生きる権利を奪われていると言っているのですが、かつては、犯罪被害者に人権はあるのかといった主張が有力でした。私は、1970年頃から、犯罪被害者の人権を根拠にして、被害者等の救済制度の必要性を訴えて市民運動を展開してきたのですが、憲法に被害者の人権規定はないといった理由から、国を動かすことができませんでした。しかし、1974年に東アジア反日武装戦線による無差別爆弾テロ事件（いわゆる三菱重工ビル爆破事件）が発生し、死者8人、負傷者376人の犠牲者が出ましたが、その人々を救済するのは誰かが問題となりました。

この事件がきっかけとなって、犯罪被害者の救済が本格的に論じられようになりました。その結果、私が救済運動を初めてから10年目の1980年に、犯罪被害者等給付金支給法が制定され、国が被害者や遺族に給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足し、犯罪被害者等に対する経済的支援が始まったのです。しかし、その法律においても、犯罪被害者の人権が認められたわけではなく、国の恩恵としての給付金の支給が認められたにすぎませんでした。

その後、犯罪被害者の方々が直面している状況や犯罪

被害者の団体からの要望を踏まえ、2004年12月8日に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者の人権が法律によって認められることになりました。同法は、犯罪被害者の施策に関して、その基本理念を定め、国や地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者の人々たちのための施策を総合的かつ計画的に進め、その権利利益の保護を図ることを目的に制定されました。そして、その3条は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と定め、わが国の法律で初めて犯罪被害者等の人権が明文で定められたのです。

先にも述べましたが、犯罪被害者の人々は、様々な経済的・精神的な困難に直面し、被害を受ける前の平穏な生活を害され、幸福を求めて生きる力を失っている場合が多いのです。そこで法律では、被害者等が「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を受けることができるよう、講ぜられるものとする」（3条3項）と規定しました。

この規定に基づきまして、国は、重点課題を設けて、犯罪被害者等基本計画策定し、着実に施行しているところです。犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者の人々たちの支援として画期的なものです。新しい人権問題の対応としても、幸福追求権を根拠にした法律のモデルとして注目に値します。